

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の4の項貸付限度額の欄中「高能率素材生産用機械」の下に「又はタワ―等を装備した集材機」を、「集材機」の下に「（タワ―等を装備した集材機を除く。）」を加え、「一台につき二百万円」を「一セツトにつき六百万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第六百五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成四年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山口 礼子	鳥歯第六一二号	平成四年七月十日
安藤 実知子	鳥歯第六一三号	"
三 明 淳一朗	鳥医第四、五四一号	"
石 田 雅 人	鳥医第四、五四二号	"
清 水 辰 宣	鳥医第四、五四三号	"
田 中 久 雄	鳥医第四、五四四号	"
古 川 文 文	鳥医第四、五四五号	"
松 永 典 子	鳥医第四、五四六号	"
岡 富 紀 子	鳥医第四、五四七号	"
堀 浩 太 郎	鳥医第四、五四八号	"
横 山 和 裕	鳥医第四、五四九号	"
田 中 開	鳥医第四、五五〇号	"
安 田 和 人	鳥医第四、五五一号	"

生駒 誓子	鳥医第四、五八四号	〃
小林 美登利	鳥医第四、五八五号	〃
大村 直人	鳥医第四、五八六号	〃
三島 一也	鳥医第四、五八七号	〃
岡田 誠	鳥医第四、五八八号	〃
吉岡 宏記	鳥医第四、五八九号	〃
斧澤 克乃	鳥医第四、五九〇号	〃
磯江 健二	鳥医第四、五九一号	〃
谷口 香津子	鳥医第四、五九二号	〃
田村 邦彦	鳥医第四、五九三号	〃
渡邊 保裕	鳥医第四、五九四号	〃
平野 信夫	鳥医第四、五九五号	〃
宮田 元	鳥医第四、五九六号	〃
久保田 智香	鳥医第四、五九七号	〃
齋田 泰子	鳥医第四、五九八号	〃
宮下 晶子	鳥医第四、五九九号	〃

安達 裕宣	鳥医第四、六〇〇号	〃
片山 征爾	鳥医第四、六〇一号	〃

鳥取県告示第六百五十三号

平成四年三月鳥取県告示第三百八十六号（指定検査機関が行う食鳥検査に係る手数料の額について）の一部を次のように改正し、平成四年八月一日から施行する。

平成四年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一中「の八時三十分から十七時十五分までの間及び土曜日（毎月の第二土曜日及び第四土曜日を除く。）の八時三十分から十二時三十分までの間」を「までの日の七時三十分から十六時十五分までの時間」に改める。

二の1中「一に掲げる月曜日から金曜日まで及び土曜日の」を「月曜日から金曜日までの日の一に掲げる」に改める。

二の2中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

鳥取県告示第六百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）吉岡地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成四年七月二十三日認可したので、同法第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第十項の規定により告示する。

平成四年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十五号

青谷町が行う土地改良事業に係る河原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の第二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年八月三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の第二項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
赤碕町土地改良区	団体官ほ場整備事業上赤碕地区区画整理	平成三年三月二十五日

鳥取県告示第六百五十七号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正し、平成四年七月三十一日から施行する。

平成四年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表第四号の項貸付内容の欄1中「又は運材」を「若しくは運材」に改め、「高能率素材生産用機械」の下に「又はタワー等を装備することにより集材架線の架設及び撤去若しくは装置の移動に機動性を有する集材機」を加え、同欄2中「タワー若しくはアウトリガーを装備すること等により集材架線の架設及び撤去若しくは装置の移動に機動性を有する集材機」を削り、同欄6中「又は自動包装機」を「自動計量機、自動包装機又はシール機」に改める。

鳥取県告示第六百五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字澄水字孫獅子谷六七三の一五・六七三の一七から六七三の二一まで・字上山神六六九の六・字小瀧六七四の七・六七四の八（以上九筆について次の図に示す部分に限る）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字田代字橋ノ谷六九九の一・大字穴嶋字大谷一三九八の一六・一三九八の一九・一三九八の四二から一三九八の四四まで、一三九八の四六から一三九八の四八まで（以上九筆について次の図に示す

部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき、第二福守団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

第二福守団地土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾邑次

三 事業施行期間

全体期間 平成四年七月三十一日から平成七年三月三十一日まで

第一工区 平成四年七月三十一日から平成六年三月三十一日まで

第二工区 平成四年七月三十一日から平成七年三月三十一日まで

四 施行地区の区域

全体区域

倉吉市西福守町字宮地、字貝ヶ場及び字和田々並びに福守町字野ノ

下、字長総サ及び字穴エゴの各一部

第一工区

倉吉市西福守町字宮地及び字貝ヶ場の各一部

第二工区

倉吉市西福守町字和田々並びに福守町字野ノ下、字長総サ及び字穴

エゴの各一部

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

六 施行認可の年月日

平成四年七月二十九日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

鳥取県告示第六百六十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年七月二十八日 鳥取県指令受都計三十一第一五号

二 工区に含まれる地域の名称

鳥取市北村字恵儀谷、字花色、字花色ノ式及び字反田ノ荳並びに本高字立見、字多知見及び字茶屋土居下（第二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町二丁目三一

鳥取市土地開発公社

理事長 西尾迺富

鳥取県告示第六百六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年九月九日 鳥取県指令受都計三十二第二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市河崎六九一一

前川 力

鳥取県告示第六百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年九月十七日 鳥取県指令受鳥土維第四百二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市田島字上土居及び西品治字田島前ノ一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市田島四四〇一一二

牧村勝一

鳥取県告示第六百六十四号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年六月六日 鳥取県指令受米土維第三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字佐陀字万吉開

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡大山町保田一八〇一一

有限会社比館住建

代表取締役 榎本和恵